

目的

東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興を図るため、農林漁業者が意欲と希望を持って事業活動が行えるよう事業環境の整備を進めることが重要であることから、復興特区制度を活用し地域の特性を生かした農林水産関連産業の集積と、雇用機会の確保・創出を図り、新たな活力の導入や農林水産資源の利活用を通じた農山漁村の再生を目指す。

区域

農業振興地域のうち、山林（民有林及び国有林）、風致地域、公園、墓地、緑地を除く区域を対象とする。

業種及び対象

農林水産業、同関連産業等を営む個人事業主又は法人

税制優遇

①新規立地促進税制(法第40条)

新規立地新設企業の法人税を実質5年間免除

②事業用設備等に係る特別償却等(法第37条)

機械・装置、建物等の投資に係る特別償却・税額控除

③法人税等の特別控除(法第38条)

被災被雇用者の給与等支給額の10%を税額控除

※ ①～③については、選択適用

④研究開発税制の特例等(法第39条)

開発研究用減価償却資産の即時償却+12%税額控除

⑤地方税の課税免除又は不均一課税(法第43条)

施設・設備の新・増設による事業税・不動産取得税・固定資産税の課税免除・不均一課税

2 農山漁村再生に向けた取組

①農業の再生

②林業の再生

③水産業の再生

経営の大規模化、組織・法人化による効率的な営農

担い手の育成

地域産業6次化

再生可能エネルギーを活用した安全で安心な農山漁村の形成

新たなツーリズムの創造、農林水産業関連先端技術研究機関の誘致 等

「産業の集積」+「雇用の創出」

農山漁村の再生

復興特区(課税の特例措置)の全体概要

参考

政策

産業復興・企業立地促進

計画

農林水産業特区(農山漁村の再生)

内容

投資促進特区の変更

【農林水産業関連の産業分野、区域の新設】

製造業等の早期復興・産業振興を図る。

- 中小企業等の復興
- 再生エネ関連産業の集積
- 医療関連産業の集積

対象業種

【製造業等】

- ①輸送用機械関連産業
- ②電子機械関連産業
- ③情報通信関連産業
- ④医療関連産業
- ⑤再生可能エネルギー関連産業
- ⑥食品・飲料関連産業
- ⑦地域資源活用型産業(伝統工芸品等)

集積区域

県内59市町村の工業団地や工業専用地域など
777ha

地域の特性を生かした農林水産関連産業の集積及び雇用を創出し、新たな活力の導入や農林水産資源の利活用を通じた農山漁村の再生を目指す。

【農林水産業等】

- [農業][林業][漁業]
- [食料品製造業](自ら農業生産を行う場合に限る)
- [飲食料品小売業](県産農林水産物を主として販売する産地直売所に限る。)
- [飲食店](自ら農業生産を行う農家レストランに限る。)
- [宿泊業](自ら農業生産を行う農家民宿に限る。)
- [農林水産業協同組合]

他

【区域設定の考え方】

- ◆ 農業振興地域のうち、山林(国有林、民有林)、風致地域、公園、墓地、緑地を除いた地域。
- ◆ 市街化区域、用途地域は原則として対象とならないが、産地直売所、植物工場、農家レストラン等について具体的な投資計画、事業計画等がある場合は対象とすることが可能。
- ◆ 水産業においては、漁港を核として「生産(水揚げ)、加工、流通・消費」の流れが構築され、集積が図られる区域

今回の変更申請部分